

香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例施行規則をここに公布する。

平成27年12月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第64号

香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例（平成27年香川県条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1項及び第3条の規則で定める場合等)

第2条 条例第2条第1項及び第3条の規則で定める場合は、特別償却設備を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者の数が10人（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者にあつては、5人）に満たない場合とする。

2 条例第2条第1項及び第3条の規則で定める人数は、認定特定業務施設整備計画において定められた特定業務施設における雇用従業者数（新規採用又は当該特別償却設備設置者が設置する県外の他の事業所からの転勤により当該特定業務施設において増加が見込まれる従業者の数（当該認定特定業務施設整備計画に期間の区分が設けられている場合にあつては、当該事業年度又は当該年までの各期間の区分ごとに定められた当該数を合算した数）をいう。）とする。

(申請書の記載事項等)

第3条 条例第4条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 特定業務施設の種別
- (3) 特定業務施設における各事業年度又は各年ごとの新規採用者及び特別償却設備設置者が設置する県外の他の事業所からの転勤者の人数
- (4) 特別償却設備の種類、所在地、取得価額及び取得年月日並びに当該特別償却設備を事業の用に供した年月日
- (5) 条例第2条の規定の適用を受けようとする者にあつては、前4号に掲げる事項のほか、同条第1項各号に定める算式によって計算するた

めに必要な同項第1号の固定資産の価額、同項第2号の軌道の延長キロメートル数又は同項第3号の従業者の数

(6) 条例第3条の規定の適用を受けようとする者にあつては、第1号から第4号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

ア 不動産の取得価額及び取得年月日

イ 土地にあつては、その所在、地番、地目及び地積並びに家屋の建設着手予定年月日又は建設着手年月日

ウ 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 条例第4条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 条例第2条の規定の適用を受けようとする者にあつては、次に掲げる書類（第2年度又は第3年度にあつては、イ及びオ、カ又はキに掲げる書類に限る。）

ア 認定特定業務施設整備計画の写し

イ 前項第3号の人数を証明するに足りる書類

ウ 前項第4号の取得価額、取得年月日及び当該特別償却設備を事業の用に供した年月日を証明するに足りる書類

エ 法人にあつては特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度及びその前事業年度の、個人にあつては当該日の属する年及びその前年の貸借対照表及び損益計算書

オ 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業を行う法人又は個人にあつては、当該事業年度又は当該年の末日現在における条例第2条第1項第1号の固定資産の価額を証明するに足りる書類

カ 鉄道事業又は軌道事業を行う法人又は個人にあつては、当該事業年度又は当該年の末日現在における条例第2条第1項第2号の軌道の延長キロメートル数を証明するに足りる書類

キ オ及びカに規定する法人又は個人以外の法人又は個人にあつては、次に掲げる書類

(ア) 県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を証明するに足りる書類

(イ) 特別償却設備において業務に従事する者について、その業務の従事を始めた日を記載した書類

(ウ) 特別償却設備において業務に従事する者の配置図及び業務内容が分かる書類

(2) 条例第3条の規定の適用を受けようとする者にあつては、前号アからエまでに掲げる書類のほか、次に掲げる書類

ア 不動産の取得価額及び取得年月日を証明するに足りる書類

イ 土地にあつては、次に掲げる書類

(ア) 土地における家屋の位置を表示した配置図

(イ) 家屋の建設着手予定年月日又は建設着手年月日を証明するに足りる書類

ウ 家屋にあつては、その各室の面積を表示した平面図

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(申請書の提出)

第4条 条例第4条の規定による申請書の提出は、香川県県税事務所の長を経由してしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。